

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及びみどり豊かであるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第5号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則及びみどり豊かであるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則  
(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年香川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (独立行政法人)<br>第3条 略<br><br>(1) 略<br>(2) <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u><br>(3)～(8) 略 | (独立行政法人)<br>第3条 条例第2条第2項の規則で定める独立行政法人は、次に掲げる者とする。<br>(1) 略<br>(2) <u>国立研究開発法人森林総合研究所</u><br>(3)～(8) 略 |

(みどり豊かであるおいのある県土づくり条例施行規則の一部改正)

第2条 みどり豊かであるおいのある県土づくり条例施行規則(平成15年香川県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (協議を要しない土地開発行為)<br>第3条 略<br><br>(1) 略<br>ア <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u><br>イ～オ 略<br>(2)～(6) 略 | (協議を要しない土地開発行為)<br>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。<br>(1) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が行う土地開発行為<br>ア <u>国立研究開発法人森林総合研究所</u><br>イ～オ 略<br>(2)～(6) 略 |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。